

## 「男女共同参画推進のためのグループ支援制度」実施要綱

### (目的)

第1条 地域において男女共同参画社会を推進していこうと活動している、意欲ある市民グループを支援することにより、市民の自主的な活動及び社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的とする。

### (選考基準)

第2条 原則として、発足して3年未満のグループで、男女共同参画センターはあもにいを拠点として活動できること。

- 2 市内に在住、通勤、通学者を主として構成されたグループであること。
- 3 地域で男女共同参画に関する様々な問題の解決に取り組むグループであること。
- 4 今後も継続した活動を考えていること。
- 5 はあもにいフェスタで活動発表ができること。(形式は問わず)
- 6 グループの活動や研究が、政治運動・宗教・営利などを目的としないこと。

### (募集)

第3条 毎年5月に募集する。

- 2 新規グループ支援は5グループ程度とする。
- 3 電話で申し込みをし、申込書を郵送、男女共同参画センターはあもにいのホームページからダウンロード、もしくは男女共同参画センターはあもにいの受付で直接受け取る。
- 4 申込書は来館予約のうえ持参する。(詳細面談)

### (選考委員会)

第4条 男女共同参画センターはあもにい館長(以下「館長」という。)は、支援するグループを選考するため、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員会については以下のとおりとする
  - (1) 委員は、男女共生推進室長、男女共同参画センターはあもにい館長、男女共同参画センターはあもにい副館長とする。
  - (2) 任期は在職期間とする。
  - (3) 選考委員会は、男女共同参画センターはあもにいで行う。
  - (4) 応募多数の場合は抽選とする。

### (決定)

第5条 館長は、選考委員会の選考を経て支援するグループを決定するものとする。この場合において館長は、必要な条件を付することができる。

### (決定の通知)

第6条 館長は、前条の規定により支援するグループを決定したときは、応募したグループの代表者に支援の可否並びに支援をする場合には、その支援の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を通知するものとする。

第7条 支援を受けたグループ(以下「支援グループ」という。)の代表者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なくグループ活動計画変更申請書に第10条第2項に掲

げる書類を添えて館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 支援グループの活動内容を変更しようとするとき。
- (2) 支援グループの活動を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 館長は、第1項の申請書の提出があった場合にはグループ支援取消し、又は変更することができる。

(支援の内容)

第8条 支援期間は原則として2年間とする。

2 支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 活動の場として学習室、スタジオ、リハーサル室C、メールボックスの提供。ただし、部屋の提供については、学習室、スタジオについては、1支援グループにつき原則として1ヵ月4回以内とする。リハーサル室Cについては、1支援グループにつき原則として1ヵ月2回以内とする。

(原則として、午前、午後、夜間の枠のうち、1日1枠の利用を1回と数えるが、1ヵ月に一度のみ、1日2枠以上の利用を可とする。その場合も、1回と数える。)

- (2) 広報の協力(印刷機の使用、イベントの広報協力等)
- (3) 情報の提供
- (4) 活動へのアドバイス
- (5) 発表の場の提供
- (6) 活動日の託児。ただし、事前に託児の利用申し込みをするものとする。(当日申込み不可)

(支援の継続)

第9条 2年間の支援期間終了後、希望する支援グループには、更に3年間の延長をすることができる。

2 継続支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 活動の場として学習室、スタジオ、リハーサル室C、メールボックスの提供。ただし、部屋の提供については、学習室、スタジオについては、1支援グループにつき原則として1ヵ月4回以内とする。リハーサル室Cについては、1支援グループにつき原則として1ヵ月2回以内とする。

(原則として、午前、午後、夜間の枠のうち、1日1枠の利用を1回と数えるが、1ヵ月に一度のみ、1日2枠以上の利用を可とする。その場合も、1回と数える。)

- (2) 広報の協力(印刷機の使用、イベントの広報協力等)
- (3) 情報の提供
- (4) 活動へのアドバイス
- (5) 発表の場の提供
- (6) 活動日の託児

ただし、事前に託児の利用申し込みをするものとする。(当日申込み不可)

ただし、利用にあたっては新しい支援グループを優先する。

(実施)

第 10 条 新規の団体への支援開始は毎年 6 月とする。継続団体については、年度当初より支援を開始する。

- 2 各グループは、年度ごとに、年間活動計画を策定し提出する。
- 3 各グループは、年後ごとに、活動報告書を提出する。

(支援の取消等)

第 11 条 館長は、支援グループが支援に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に活動の場の提供等がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 支援の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 支援を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により支援の決定を受けたとき。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか支援の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。